

# No. 35 リンクス

2003年4月

## アジアの労働者をつなぐ

アジア太平洋労働者連帯会議 (APWSL) 日本委員会 機関誌 (季刊) 定価 300 円  
発行所 東京都台東区上野1-1-12 新広小路ビル 協同センター労働情報 気付  
電話 03-3837-2542 FAX 03-3837-2544 Eメール apwsl.jp@jca.apc.org URL <http://www.jca.apc.org/apwsl.jp/>

# イラク戦争を許さない グローバルな運動を！

3月20日、米英軍はついにイラクに対する戦争を開始した。道義なき戦争に反対する全世界の労働者・市民の声を無視した蛮行であった。戦争の世紀であった20世紀に戦争を抑止するために作り上げられてきた国際法と国際機関に違反したブッシュの単独行動主義の行動であった。

直ちに、アメリカ本国を初め、全世界で抗議運動・反戦運動が繰り広げられた。東京でも3月21日には、芝公園で市民団体中心の「World Peace Now」集会が開催された。50000人が参加し、二つのコースに分かれて、多様な表現で、イラクへの攻撃反対を訴えた。

二つの点でこれまでの集会・デモとはっきり異なっていた。第一には家族連れなど初めて行動に

参加する人が非常に多かったことである。第二に手作りのプラカード、衣装、音楽など積極的にメッセージを届けようとする姿が目立ったことである。同じ日に同じ東京では陸・海・空・

港湾労組20団体呼びかけのDON'T ATTACK IRAQ & STOP!有事法制3.21集会が日比谷野外音楽堂で開催され、5000人が参加した。

ほぼ同じ時刻に東京の中心で繰り広げられこの二つの行動、一つになればもっと大きなうねりとなれることは明らかである。

戦争による人殺しを黙って見てられない労働者は

皆、自分の職場で、組合の中で、地域で、戦争やめるの声を上げ、アジアの労働者、世界の労働者と手をつなごう！



3月21日、芝公園から日比谷公園に到着した  
「World Peace Now」の若い参加者たち

# イラクとの戦争についてのAFL - CIO ジョン・スィーニー会長の声明

2003年3月20日

AFL - CIOは我が米軍を強く支持する。その勇敢な男たち、女たちは米国の最良の者たちである。

イラク政権は残虐な独裁者であり、イラク国民と近隣国にとっての脅威である。イラクの大量殺戮兵器を除去するという目的を我々は全面的に支持する。今回の対立がより民主的で豊かなイラクとより平和的で安定した政権を生み出すこと、しかも最小の人命の犠牲でこれが達成されることを真摯に願っている。そのためには、ブッシュ政権が対外関係を修復するために努力し、イラクの民主化と再建の課題に取り組むための真に世界的な連合を再建することが決定的に重要である。

良心と正義心を持つ人達がこの戦争に様々な憂慮を示している。このような憂慮を表明することが他人の愛国心を批判する理由となってはならない。AFL - CIOはサダム・フセインを武装解除する最良の方法は国連により承認された広範な国際的な連合であると主張してきた。しかし、決定が出た今、我々ははっきりとわが国と前線の米国男女とその国内の家族を支持する。

さらに最高軍司令官としての大統領が国内のテロ攻撃に対する安全を強化するよう政権の取り組みを一層強めることを要請する。イラクでの作戦が終了するのを待ってからというわけには行かない課題だからである。

AFL - CIOホームページより  
米国労働運動は  
米軍と平和への希望を支持する。

イラクとの戦争に参加している15万人の米軍男女兵士の内、すくなくとも2万人が組合員の予備兵である。米国労働運動は強くこれらの組合出身兵士と全軍を支持する、とAFL - CIO会長ジョン・スィーニーは語った。

推定で2万人の組合員が予備兵としてこのイラクとの戦争に召集されている。その中には4000人の警察官と何百人というパイロットや航空管制官も含まれる。消防士組合によれば組合員の内、26000人が予備兵として登録されているが、その内何人が招集されているか分からない。また4000人以上の港湾倉庫労働者組合(ILWU)海員組合、海員技術者福祉協会などの海事関係組合員がペルシア湾の部隊に資材・補給品を輸送・荷役する仕事に従事している。

オハイオ州とペンシルバニア州からの電気労働者はカタールの米軍中央司令部の建物を設置し、米軍が駐留する他の10カ国以上で



## 解 説

任務を果たしている。米空軍第200レッド・ホース飛行大隊の動力・製造部隊の7割を占めているのもこの電気労働者たちである。「全米電気工労働組合( I B E W )で訓練を受けてきたので、ここで直面するどんな問題も解決できる知識を持っている。」とオハイオ州ロレインの I B E W ローカル129 組合員で電気主任のオービル・プラットさんは語っている。

ニューヨーク州カレッジポイントにある運輸労働組合ローカル501の会計書記長、アルパート・ギルさんは国を守るために応召した組合員の一人である。この2年間で応召したのは2回目である。2001年9月11日、他の組合員と共に志願して国際貿易センター現地に行き、テロ攻撃の生存者の探索に従事した。

32歳のギルさんは米軍予備兵として今戦争地域に向っている。妻と4歳の息子と2歳の娘を家に残してきている。「妻は本当に心配している。僕に行って欲しくないのだけど、軍隊に対する義務があることは理解している。だけど、子供たちは理解できないので、長い間留守にするというのを説明するのは大変だった。」とギルさんは語っている。



米空軍第200レッド・ホース飛行大隊の  
電気労働者たち

左に掲載したのはイラク戦争開始の日の A F L - C I O のホームページの戦争を報じた記事とスィーニー会長の声明を翻訳したものである。

1月11日には米国の対イラク戦争に反対する労働組合のネットワーク、U S L A W (戦争に反対するアメリカ労働組合) が結成された。5つの産別労組、5つの州労働組合評議会、12の地区労働組合評議会、42の産別労組のローカル労組の代表100人以上が集まりブッシュ政権の戦争政策を決然と批判した。

このような組合末端からの平和を求める声に押され、A F L - C I O 執行委員会は2月27日に、ブッシュ政権の単独行動主義を批判する声明を採択し、初めて米国政府の戦争政策に反対の態度を表明をした。

しかし、いざ戦争が開始するとスィーニー指導部はブッシュ支持に後退してしまった。この無謀な戦争に反対する全世界の労働者との期待を裏切る残念な態度である。A F L - C I O 加盟の各労組の中から、各ローカル労組の中から反戦を求める声を消すことはできない。「シアトルの闘い」以来、反グローバリズム運動を積み重ねてきた草の根の米国労働者の運動は、このブッシュ擁護のスィーニー指導部に挑戦を挑み、A F L - C I O の改革をさらに前進させるであろう。

## 目 次

|   |               |    |
|---|---------------|----|
| 1 | イラク戦争反対       | 1  |
| 2 | 国際書記局最新情報     | 4  |
| 3 | リー・スンキュンさん追悼  | 8  |
| 4 | アジア社会フォーラム参加記 | 10 |
| 5 | 郵政公社化への提言     | 12 |
| 6 | T N C 監視ソウル会議 | 16 |
| 7 | 遼陽鉄合金工場争議続報   | 21 |

# A P W S L 書記局よりの最新情報

## 資金獲得に向けて努力中

APWSL 書記局の最新情報をお伝えします。

大切な仲間であったリー・スンキュンを失った悲しみからまだ立ち直っていません。労働者階級の利益を代表し前進させるというリーさんの活動を私たちが担い続けるということが大切だと思います。

この一年、書記局は大変困難な立場に置かれています。この数ヶ月ほど A C F O D から残りの資金約 10000 米ドルを入手するために努力してきました。昨年、A P W S L を担当していた A C F O D の二人の職員、ウパリとヌッドが解雇されました。その結果、私たちの資金は行方が分からなくなりました。その金は送られてくるとは聞いていますが、その後数ヶ月経っても届いていません。そのため、書記局は機能するのが大変困難になっています。というのはその金を使って、書記局の諸費用を支払い、調整委員のアントン・マルカスをヨーロッパに派遣して資金提供団体を探し、ニュージーランド政府の N G O 補助金制度 V A S S から資金援助を受け、プロジェクトを開始したいと考えていたからです。対テロ戦争について調査をアジズ・チャウドリに既に委託し、昨年の 1 2 月には完成するはずでしたが、調査委託費用の約 1500 米ドルを支払えないために延期されています。

活動が停滞していることを申し訳なく思っています。このように非常に困難な状況に置かれていることを理解していただきたいと思えます。明るい話しとしては、資金提供団体に資金申し込み書を既に送っており、アントンは数日の内に資金提供団体と会う予定です。彼は現在多国籍情報交換 ( T I E ) アジアの用事でヨーロッパ滞在中です。成果が出ることを期待しています。

共同代表のルーク・コクスンはニュージー

ランドの N G O 団体の A R E N A ( [www.arena.org.nz](http://www.arena.org.nz) ) を通じて資金申請を準備しており、数ヶ月の内に資金の提供を受けられると期待しています。

A P W S L 各国委員会あるいは各活動家の活動の最新情報を送って下さい。二週間後に A P W S L 労働者ニュースを発行する予定です。(送付先ルーク・コクスン [luke.coxon@finsec.org.nz](mailto:luke.coxon@finsec.org.nz)) 各国委員会の最新の e メールアドレスもあわせてルークに送って下さい。

2 0 0 3 年 2 月 1 3 日

連帯の挨拶をこめて

A P W S L 書記局

### 解 説

昨年 1 1 月に A P W S L の内部機関紙「A P W S L ワーカーズニュース」が創刊されたことは前号で伝えた。その後、同紙は発行されず、2 月になってこの最新情報が送られてきた。

A C F O D は A P W S L が 9 6 年のカトマンズ総会で独立するまで所属していた組織であり、その後も資金提供団体からの資金を受け取り管理していた。ウパリとヌッドはその A C F O D の職員で、A P W S L の資金を担当しており、昨年のバンコク総会にも参加をしていた。

このプロジェクト計画案と予算案は資金提供団体に提出済みであり、調整委員のアントンがヨーロッパに携えて行っていると、事後報告になっている。内容にも問題が多く、この計画案と予算案の取り扱いについては関東と関西の運営委員会で討議中である。

# A P W S L 2003-2005 年 プロジェクト計画案

書記局が資金提供団体に申請するために作成したプロジェクト計画とその予算案である。1から5まではA P W S Lを紹介する内容であり、これまでH I V O Sに提出していたものと同様の内容と思われるので省略した。

## 1. 初めに

A P W S Lの歴史と目的  
H I V O Sとの関係  
組織運営とこれからの3年間の活動に対する資金提供

## 2. 組織の構造

組織構造  
書記局紹介 調整委員は出身国で活動

## 3. A P W S L 会議

## 4. 総会・地域調整委員会会議

## 5. A P W S L 活動

- 1 アクションアラート
- 2 労働者交流計画
- 3 各国委員会  
年500 U S ドルの活動費

## 6. A P W S L プロジェクト

### 女性指導者養成

(中略)

このプロジェクトの対象はA P W S L代表の一人であるタイ人の女性が対象であり、彼女が将来A

P W S Lの組織建設に十分に貢献できるような技能を修得させるものである。タイのN G Oや労働グループでインターン研修することで達成される。

その後、彼女は英語学習のためにニュージーランドに渡り、労働組合教育課程に参加し、労働組合支部及びN G Oアリーナでインターン研修を行う。同時にニュージーランド国内を回り、タイの女性労働者としての経験を労働者や地域で講演する。

### 青年労働者と労働組合

(中略)

目的

1. A P W S Lでの青年の参加を促進する。
2. アジア太平洋地域の青年労働者の直面する課題と取り組む。
3. アジア太平洋地域の青年組合活動家の直面する課題と取り組む。
4. アジア太平洋地域の青年の組合組織化とエンパワメントを援助する計画を作成する。
5. アジア太平洋地域の青年労働者・組合活動家のネットワークを確立する。

内容

#### a. 青年活動家パンフ

青年労働者・組合活動家向けに作成するパンフで、A P W S Lの歴史・真正労働組合運動の説明・国際労働運動の概観・労働N G Oの概観・青年労働者の直面する課題の概要などを含む。

b. 地域青年労働者会議 2004年2.3月タイでアジア太平洋地域の青年労働者と活動家の直面する課題についての5日間の会議

この会議を通じて、A P W S Lの古い世代の活動家はその長年にわたる組織化の経験、特にその困難性について明らかにし、その知識を伝承する

ことが目的である。同時に青年労働者・活動家が自らの経験を共有化し、その要求を実現し青年労働者を組織化する戦略を策定し、労働運動の中で青年労働者・活動家の利益を前進させる手段でもある。

開催国での工場訪問、労働組合・工場職場・NGO・ILO事務所への訪問なども行う。APWSL内に青年労働者問題のためのネットワークを作る。

## テロに対するアメリカの戦争と アジア太平洋地域の労働者への影響

テロに対する戦争はアジア太平洋地域の労働者と組合活動家に大きな影響を及ぼしつつある。多くの国はアメリカの軍事干渉の歴史を持っており、多くの国でこの数年でアメリカの軍事的影響力が拡大している。テロに対する戦争及びイラクに対する戦争によるアメリカの軍事介入が労働者と労働組合に及ぼしている影響についての調査報告書を委託する。取り上げられ課題は、グローバル化と戦争、労働組合と労働者弾圧、戦争に対する労働者と労働組合の反応である。

- a . グローバル化と戦争  
略
- b . 労働組合弾圧  
略
- c . 労働者の反応  
略

報告書の完成後、各国語に翻訳し、この調査報告書について各国で検討会を持ち、テロに対する戦争に反対する戦略を構築する。APWSLのプロジェクトは各国委員会とその会員の参加を目的としている。各国で検討会を持つことにより、この調査報告について学習するだけでなく、調査に取り上げられた課題と取り組む戦略づくりに各国委員会とその会員を参加させることができる。

## ホームページの作成

APWSLのホームページを作成する。ホームページによりAPWSLの組織とその取り組んでいるプロジェクトや運動についての情報を提供す

る。また各国委員会の活動と各国での労働者の状況と運動についての情報も提供する。APWSLの組織と運動、労働者の闘いを公にする手段であり、APWSL内部の情報伝達の向上にも役立つ。

## アジア太平洋地域の多国籍企業 と闘う戦略

これまで多国籍企業に対する取り組みは継続されるが、多国籍企業の活動とそこに働く労働者の状況と闘いについての更なる調査が必要である。このような課題についての調査を委託することにより、APWSLがアジア太平洋地域の多国籍企業労働者の利益を代表するネットワークを形成する力量を高め、APWSL活動を再評価できるようにする。調査完了後、報告書についての検討会を全ての国で行う。検討会からの意見や各国委員会からの問題提起を総合して、多国籍企業労働者の権利を守り発展させるための戦略を作成する。

このプロジェクトと関連して多くの労働者交流計画が実施されることになる。例えば、ある国の自由貿易地域の労働者が他の国の自由貿易地域を訪問し、同じ多国籍企業に働く二つの国の労働者が交流するなど。このことにより、多国籍企業労働者のネットワークを強化し、労働者の利益と権利を発展させるには何が必要と労働者は感じているか、という貴重な情報を得ることが可能となる。

## 7. 結論

APWSLはアジア太平洋地域の労働者の権利と利益を守り発展させてきた誇るべき歴史を持っており、これからもその闘いを継続する。この活動の価値を理解され、この提案を検討されるよう要請する。必要ならばこれまでの資金提供団体HIVOSからの紹介状を送ることも可能であり、また総会報告書、会計報告書、議事録など組織活動についての追加情報も提供できる。

APWSL調整委員  
アントン・マルカス

| APWSLプロジェクト計画 2003-2005年   |  |        |        |        | (米ドル)   |  |
|----------------------------|--|--------|--------|--------|---------|--|
| 予算項目                       |  | 2003年  | 2004年  | 2005年  | 計       |  |
| <b>1.0 書記局</b>             |  |        |        |        |         |  |
| 1.1 調整委員給与                 |  | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 30,000  |  |
| 1.2 通信費用                   |  | 2,000  | 2,000  | 2,000  | 6,000   |  |
| 1.3 調整委員旅費                 |  | 3,500  | 3,500  | 3,500  | 10,500  |  |
| 1.4 書記局会議                  |  | 2,000  | 2,000  | 2,000  | 6,000   |  |
| 小計                         |  | 17,500 | 17,500 | 17,500 | 52,500  |  |
| <b>2.0 APWSL総会費用</b>       |  |        |        |        |         |  |
|                            |  |        |        | 40,000 | 40,000  |  |
| <b>3.0 地域調整</b>            |  |        |        |        |         |  |
| 3.1 地域調整委員旅費               |  | 4,000  | 4,000  | 4,000  | 12,000  |  |
| 3.2 地域調整委員会議               |  |        | 5,000  |        | 5,000   |  |
| 小計                         |  | 4,000  | 9,000  | 4,000  | 17,000  |  |
| <b>4.0 労働者交流計画</b>         |  |        |        |        |         |  |
| (各国委員会毎に交流一回<br>3000 X 16) |  | 16,000 | 16,000 | 16,000 | 48,000  |  |
| <b>5.0 各国委員会補助</b>         |  |        |        |        |         |  |
| 一カ国一年につき500ドル              |  | 8,000  | 8,000  | 8,000  | 24,000  |  |
| <b>6.0 女性指導者養成</b>         |  |        |        |        |         |  |
| 6.1 手当                     |  | 4,000  | 4,000  | 4,000  | 12,000  |  |
| 6.2 ニュージーランドへの旅費           |  |        | 1,000  |        | 1,000   |  |
| 6.3 ニュージーランド国内の旅費          |  |        | 1,000  |        | 1,000   |  |
| 小計                         |  | 4,000  | 6,000  | 4,000  | 14,000  |  |
| <b>7.0 青年労働者と労働組合</b>      |  |        |        |        |         |  |
| 7.1 管理費                    |  | 1,000  | 2,000  |        | 3,000   |  |
| 7.2 パンフ発行                  |  | 1,000  |        |        | 1,000   |  |
| 7.3 地域青年労働者会議              |  |        | 20,000 |        |         |  |
| 小計                         |  | 2,000  | 22,000 |        | 24,000  |  |
| <b>8.0 対テロ戦争とその影響</b>      |  |        |        |        |         |  |
| 8.1 調査報告書                  |  | 2,000  |        |        | 2,000   |  |
| 8.2 翻訳費用                   |  | 2,000  |        |        | 2,000   |  |
| 8.3 各国検討会                  |  | 8,000  |        |        | 8,000   |  |
| 小計                         |  | 12,000 |        |        | 12,000  |  |
| <b>9.0 APWSLホームページ</b>     |  |        |        |        |         |  |
| 作成費                        |  | 1,000  |        |        | 1,000   |  |
| 維持費                        |  | 1,500  | 1,500  | 1,500  | 4,500   |  |
| 小計                         |  | 2,500  | 1,500  | 1,500  | 5,500   |  |
| <b>10.0 多国籍企業と闘う</b>       |  |        |        |        |         |  |
| 10.1 調査報告書                 |  |        | 2,000  |        |         |  |
| 10.2 翻訳費用                  |  |        | 2,000  |        |         |  |
| 10.3 各国検討会                 |  |        | 8,000  |        |         |  |
| 小計                         |  |        | 12,000 |        | 12,000  |  |
| 総計                         |  | 66,000 | 92,000 | 91,000 | 249,000 |  |

## 前・東アジア地域調整委員

# リー・スンキュンさんの死を悼む

リー・スンキュンさんへの  
心からの哀悼と愛は永遠に尽きない  
APWSL 韓国委員会一同

## 日本委員会からの弔文

前 APWSL 東アジア調整委員、リー・スン・  
キュンさんが 2003 年 1 月 28 日、午前 7 時 30  
分に逝去した。

彼女は 1961 年  
に生まれ、1988 年  
以来、韓国労働運動  
に献身してきた。彼  
女は 1998 年に全国  
労働団体協議会  
(NALMO) の事務局  
長に就任し、APWSL  
韓国委員会の調整  
委員、および APWSL  
東アジア地域調整  
委員を務めた。  
彼女は昨年 6 月以  
降、結腸癌と脳血管  
発作障害を発病し、  
長期にわたり闘病

生活を送った。彼女は去る 1 月 26 日に昏睡状  
態に陥り、今朝、姉と友人たちが見守る中、生  
涯を閉じた。

彼女は私たちに、闘っている人々への絶大  
な愛情を示した。だから、多くの人たちが今、  
もっとも深い悲しみの中にいる。私たちはま  
だ彼女に別れを告げる心準備ができていない  
が、彼女の献身的で闘争的な障害は、永遠に  
私たちの記憶に残るだろう。

彼女の葬儀は 1 月 30 日午前 9 時から、テグ  
市のヨンナム大学医療センターで、全国労働  
団体協議会によって行われる。

2003 年 1 月 28 日

私たちの大切な友人、スンキュンの訃報が、  
今、韓国から届き涙があふれてとまり

ません。38 歳という  
若い命が病魔に奪われ  
ていった悔しさでいっ  
ぱいです。

スンキュン、あなた  
とはじめて会ったの  
は、APWSL の東アジア  
共同調整委員として来  
日した 1999 年夏のこ  
とでしたね。その後、  
マニラ、バンコク、ソ  
ウルと APWSL の会議や  
反グローバリゼーショ  
ンの国際行動でたくさ  
んの時間を共有しまし  
た。16 カ国の違った文  
化と言葉をもつ APWSL

の国際連帯は容易なものではありませんでし  
た。私たちは悩み、考え、話し合い、困難な時  
期を一緒にのりこえてきました。その過程で、  
国境を越えて信頼と連帯がはぐくまれていっ  
たように思います。

スンキュン、あなたは努力する人でした。皆  
はあなたの英語がどんどん上手になって  
いくのにおどろかされました。

スンキュン、あなたは一生懸命な人でした。  
ソウルでの ASEM 会議でも、WC キャンペ  
ーンでも、あなたのもつすべてのエネルギーを  
使って、APWSL の仲間のために、国際労働運動



のために、働いてくれました。

スンキュン、あなたは考え深く、強く、そしてやさしい人でした。

スンキュン、病魔はあなたの命を奪いましたが、私たちの記憶の中からあなたの願った国際連帯のスピリチュアリティとあなたの笑顔を奪うことはできません。私たちは、この世界が希望にみちた世界になるように、すべての権力と闘いつづけていきたいと思います。

スンキュン、安らかに眠ってください。ありがとう。

APWSL 前共同議長

遠野はるひ

A P W S L 調整委員

アントン・マルカスからの弔文

韓国 A P W S L とリー・スンキュンさんのご家族と友人の皆さん。

この悲しみの時にあたり A P W S L を代表して謹んで哀悼の意を表します。

労働運動に一心に献身されたリーさんを失ったことは大きな損失です。彼女は韓国の労働者と全世界の労働者のために常に全てを捧げていました。その死は全ての労働者にとっての悲しみです。しかし、その悲しみは韓国の家族、友人、同志にとって一番深いものであることでしょう。

リーさんは A P W S L に大きく貢献されました。私たちは、リーさんのように堅固で真剣な洞察力を持ち、幅広い活動をできる人をもっと必要としています。彼女は労働者運動、とりわけ若い人にとって勇気と希望の象徴でしたし、今後も象徴であり続けることでしょう。

個人的な思い出で言えば、リーさんが英語をとても早く習得したことが忘れられません。連帯を築くのになんか英語を話せることが大切か理解していたからでした。

リーさんの業績に敬意を表し称えるためにも、彼女が目指したものを私たちがあらゆる領域で引

き継いでいくこと誓います。

2003 年 1 月 29 日

A P W S L 書記局を代表して

調整委員 アントン・マルカス

心のこもったお悔やみに  
感謝します。

A P W S L 韓国委員会

仲間の皆さん、

リー・スンキュンさんへの皆さんの深い友情と心のこもったお悔やみに大変感謝しています。A P W S L 韓国とリーさんの家族に代わって深甚なる感謝の意を表します。多くの国からの哀悼のメッセージを見て、わずか 5 ヶ月前にリーさんが皆さんからの励ましの手紙を見て大変喜んでいたことを思い出しました。

皆さんから心配していただきました告別式も無事執り行われました。1 月 30 日にリーさんの出身組織である全国労働団体協議会 ( N A L M O ) での告別式が行われ、多くの参加者が最後のお別れをしました。告別式では参加者全員が彼女を偲んで泣きました。リーさんがその一生を労働者階級と人類の歴史の発展のために捧げ満足していたことをその家族と友人たちは誇りに思っています。

彼女の死は早すぎるものでしたが、多くの仲間にも困られて一生を終えられたことに満足していたと自信をもって言えます。病に倒れてから、友人たちが闘病カンパを組織しました。カンパは実に 4000 万ウォン ( 35000 米ドル ) を越えました。

A P W S L 韓国は最近会合を持ち、新しい調整委員が決まるまで過渡的な臨時体制で臨むことを決めました。また反戦に向けた多様な連帯行動を強めることも決めました。皆さんの深い友情とご厚情に心から感謝いたします。告別式の写真を添付して送ります。

A P W S L 韓国を代表して

ソフィー・キム

# インドのハイデラバードで開催 アジア社会フォーラムに参加して

原田 恵子 (共同代表)

大会の内容はすでに多くの方がまとめられて報告されていますので、私は雑感を書きます。

関西の6人のメンバーと約19時間かけて到着したインド(ハイデラバード)は異文化の土地でした。私の乏しいアジアという認識は東アジア、東南アジアだったことが身にしみて分かりました。もちろんインドは観光旅行で行ったことはありますが、高級ホテルに泊まりガイドに連れられて駆け足で見所を見て回っただけですから、その時はそれほどのカルチャーショックはなかったのです。ホテルのチェックインから戸惑いが始まりました。大会事務局から予約を入れてもらっていたので、その旨フロントに告げると何も言わずに首を縦に振るでもなく横に振るでもなく微妙にイヤイヤをするように振るのです。私たちの英語が通じないのかと何度も繰り返しましたが同じ反応で、困ってしまいました。長旅で疲れ切ってやっとたどり着いたのに予約が入っていなかったかもしれないと、全員不安になりました。しかし、心配することなく泊れました。なんとその仕草は、OKやイエスのことだったのです。この仕草には最後までとまどいました。無事に会場で受付を済ませ周りを見渡せば南アジアの人々がほとんどでした。色とりどりのサリーやパンジャビドレスの美しさに思わず見とれてしまいました。フォーラムの会場でも街の中でも誰一人として全く同じ物を着ている人はいなくて組み合わせ方やショールの巻き方などびっくりするほどおしゃれでした。

## A P W S L を表に

いざ会場のまっただ中に踏み込んだのですが、ただでさえ英語の苦手な私には周りの人から話しかけられても南アジア発音を聞き取ることが難しく、これからさきが思いやられるなあと思われました。何の準備もなくただ社会フォーラムとは如何なるものかと知りたくて参加した私が甘かた

とつくづく思いました。関西のメンバーは6人中二人はA T T A C (アタック)のメンバーだったのですが、便宜上参加者全員アタックとして登録することになりました。なんと気軽な参加の仕方だと思われるでしょう。一応、名刺もアタックとして作りましたがこんないい加減な態度が間違いでした。ネームプレートに組織名も書き込んでいるので会場で話しかけてくる人は必ずどんな組織でどんなことをしているのかを聞きます。その度に私は一緒に行ったアタックのメンバーに説明してもらおう羽目になりました。本当に一生懸命活動しているアタックの人々には申し訳ないことをしたと思っています。

ネパールの人に話しかけられて同じ状況になったとき、そばには頼みの綱の人がいなくて答えに窮してしまいました。そこでもはやこれまでと思いい、実は私の本当の組織はこれですとA P W S Lの名刺を出しました。何かの時に役立つかと思って持ってきていたので、すると相手が急に親しげな態度になり「連帯する仲間よ、よく来てくれた」と言い出しました。ネパールの人はG F O N Tの人だったのです。「今日の午後からインド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュの人々と労働問題のワークショップをするから是非来てくれ」と誘いを受けて参加することにしました。ワークショップの内容は南アジア英語でほとんど分かりませんでした。ビデオにとって時間をかけてゆっくり理解することにしました。それ以来、誰かに話しかけられたときは、A P W S Lとして対応することにしました。

## 少ない女性の参加

労働問題は他にいくつかありましたが、私に参加したところでは労働者としての発言は男性ばかりでした。労働問題の学者か組合の中央幹部です。南アジアではこの分野での女性がパネリスト

となることはほとんどないのではと思いました。もちろん、児童労働や女性の過酷な状況を訴える場では女性もいます。NGOもしかりです。しかし、労働組合的な立場で発言する人は男性ばかりでした。この有様に私の胸は張り裂けそうになりました。前回のAPWSLのバンコク総会でルピナを落選させてしまったのは、本当に間違いだと思いました。彼女は南アジアで労働組合として発言できる数少ない人だったのです。このようなフォーラムには必要な人材だったのだと確信しました。南アジアでは私が考えている以上に労働組合は男性の権力が絶対的です。そんな中でがんばっていた彼女の苦難をもっと理解すべきではないかと思いました。私は彼女と握手をしたときに労働者の手だと実感しました。彼女と同じ手をした人々がどれほどフォーラムに参加していたでしょうか。もちろん、南アジアの各地からNGOや労組から大量に動員された貧しい人々、カーストの外におかれた差別された人々は生活の滲み出た手をしていました。しかしかれらはあくまでも組織する側が意図的に動員した人々です。自発的に参加した女性たちの手を見ても、ほとんど労働者の手ではありませんでした。国際会議に参加費を払って時間をかけて参加できる人は限られています。美しい手を持った人でないと来られないのでしょうか。また、英語力もいるのでしょうか。私は東京のメンバーのワークショップ以外は日本や東アジアの人々との接触は辞めてうまくコミュニケーションは出来なくとも南アジアの人々と一緒にいることにしました。そん中で日本で言う市民運動のようなものはないのではないかと思いました。厳しい社会環境の中ではそうならざるを得ないのだと理解できました。

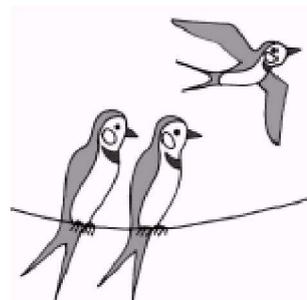
### 来年に向けて

来年は世界社会フォーラムがインドで開催されます。今回、関西からは何も自分たちが取り組んできたものを持たず参加しただけですが、これではだめだと反省しています。たとえば私ならば、公務員労働者として人勸制度撤廃、スト権奪還などの課題はいくらでもあるし有期雇用者や女性労働者としての問題は山積みです。それを世界に発信しそれぞれの問題に取り組んでいる人々と共にがんばりましょうと言える参加の仕方が必要だっ

たと痛切に感じました。社会フォーラムは自分が何をすべきかという足元に目を向け、元気を奮い立たせるものだと感じました。それぞれがそれぞれの国でそれぞれの場で如何にがんばっているかを再認識するものなのではないでしょう。

### 使い切れない100ドル

最後に全くフォーラムには関係がないことです。会場でチャイを売っている子どもたちの知恵？南アジアの人には3ルピーで売っているのに、明らかに外国人と分かれば5ルピーで売っていました。しっかりしている。三日目にせっかくインドに来たんだから、観光もしようと思西の不心得者4人で名所見物に出かけましたが博物館の入館料がインド人が15ルピーで外国人は150ルピーで10倍でした。税金も払っていない外国人には当然のことなのでしょう。100ドルも両替してしまったので物価の安いインドでは急にお金持ちになってしまいました。会場の物品やパンフレットなどカンパのつもりで買いきり、街で最新流行のパンジャビドレスまで買いましたが使い切れませんでした。食事は毎日、中に入っているものや辛さの程度は違ってカレーでした。一年分食べた気がします。死ぬほど辛いカレーと死ぬほど甘いデザートを食べながらはんぱじゃなぞインドとは思いました。来年度のフォーラムに行こうと思っている人。異文化を楽しみながら参加してください。



# 社会的有用性のある郵政事業をめざして 郵政公社化と郵政事業改革のための 私たちの提言

郵政全労協 2003 プロジェクト：椿 茂雄

## \* 営利主義を加速させる「公社化」

郵便局が4月から「日本郵便公社」に変わりました。公社化を宣伝する看板や垂れ幕はあるものの、「郵便局」という名前は変わっておらず、見た目には何の変化も感じられません。しかし、私たちは公社化が営利主義を強めてきたこれまでの郵政事業の一層の営利化をもたらすことにならないか危惧をしています。

公社化法ではその第一条の「目的」から「法案の概要」にはあった「公共の福祉の増進」という文言が削除され、代わりに「効率的に行う」とされました。公共の福祉よりも経済効率性や事業の効率的運営が優先されることになっているのです。全国あまねく公平にサービスを提供している郵政事業では経済効率性が優先されれば不採算地域でのサービスが廃止される等、結果としてユニバーサルサービスの崩壊につながります。民営化や郵便への民間参入（自由化）が行われている国々では地方の郵便局が廃止されたり、大口企業郵便の料金が安くなる一方で個人郵便の料金は高くなるなど、ユニバーサルサービスの後退が始まっています。

これまでも郵政事業は営利主義を強めてきました。とりわけ、宅配業者との競争の激しい郵便事業では顕著です。大口の企業郵便には最大で48%もの割引制度があり、速達郵便よりも早いにもかかわらず安い翌朝郵便、採算を度外視した配達記録郵便等、主に企業が利用する郵便へのダンピングとも思えるような優遇策が取られています。当初廃止を考えていた第三種郵便や第四種郵便等の割引制度は市民団体等の反対によって維持されることになりましたが、郵

便料金の認可制や届出制という中で将来は廃止の危険性もあります。

公社化によって郵政事業の営利主義化が一層加速されることになることは間違いありません。

## \* 利権が温存された「公社化」

「官業」の非効率性が指摘されていますが、その背景には天下りに象徴される利権構造があります。郵政事業も同様で、260以上もの天下り企業・団体があり、東芝やNEC等の民間企業に大量の天下りが行われています。郵便局ではこうした企業を通して市価よりもはるかに割高な機械や物品を購入させられています。

たとえば、郵便局の窓口や外務員が盛んにセールスしている「ふるさと小包」は天下り団体である財団法人ポータルサービスセンターが一手に扱っています。資産が22億円を超え、2000年度の売り上げは27億円を超えますが、伝票を右から左に流すだけで実際の販売はノルマを課せられて郵便局員が行っています。同じような団体が各郵政局（今は支社）毎にあり、それぞれが膨大な利益を上げています。その一方で、郵便局は扱えば扱うほど小包の赤字が膨らむという構造になっています。赤字の裏でファミリー企業が利益を上げるという、かつて問題にされた「道路公団」と同じ構造がここにもあります。

郵政特有の利権構造として「特定局長制度」があります。全国で2万4800局ある郵便局の四分の三は「特定郵便局」と呼ばれる郵便局で、窓口だけで配達を行っていない局がほとんどですが、その局長は事実上の世襲です。局

長の息子や縁者が部外から局長としてやってくるということも珍しいことではありません。公務員なのに世襲という前近代的なことがまかり通っているから驚きです。

郵政事業の高コスト構造が指摘をされていますが、その最大の原因はこうした天下り・ファミリー企業や「特定局長制度」等に象徴される利権構造にあります。職員が2～5人の郵便局に局長を置く必要もないし、そのコストも馬鹿になりません。銀行等のように出張所等にして局長を廃止するだけで1000億以上ものコスト削減となります。しかし、公社化ではこうした構造には何一つメスを入れられることなくそのまま引き継がれています。それどころか、民間企業への出資によって一層の天下り先確保が行われようとしています。

## \* 私たちの目指す

### 改革の方向と考え方

私たちは利権構造を温存しつつ民営化への傾斜を深める公社化には反対です。私たちは郵政事業の民営化にはあくまでも反対です。民営化は郵政事業の営利企業化であり、ユニバーサルサービスの崩壊に繋がるからです。しかし、これまでの「国営」を守るべきだとも考えていません。「国営」の実体は「官営」(官僚による支配・運営)に過ぎなかったからです。そしてその下で様々な利権や特権が維持され、そうしたことが「官営の非効率」を招き赤字の温床となってきたからです。私たちは、今の「国営」=「官営」でも「民営」でもない第三の道を目指すべきだと考えています。それは、利用者である市民と労働者(職員)の参加によって運営される郵便局です。それこそが本来の「公営」だと考えています。

それにはまず、これまで「官」に占有されてきた「公共」を市民の手に取り戻すことが不可欠です。これまで「公共性」は国や自治体に独占されてきました。国や自治体の行為が常に「公共性」を持ったものとして個人の上に立ち、国民は国や自治体の「公共サービス」を受け取る側としてのみ存在してきました。サービスを提供する側とそれを受け取る側が隔絶し、対立させられていたがゆえに利用者である国民は、

如何に安く、より優れたサービスを受け取れるかどうかのみ関心があり、「公共性」そのもののあり方を考え、拘わることをしてきませんでした。こうした私たちの姿勢が官僚による公企業の独占支配を許し、天下りや利権の温床となり、ひいては非効率性をもたらして来ました。

「私」(プライベート)の対立概念としての「公共」(パブリック)とは本来は「みんなのもの」という意味で、社会の横の関係や広がりを表すものです。パブリックを意味する「公共性」とはもともと市民社会の中に存在するもので、対立する個々の利害をお互いの協同性に基づいて個々が主体的に調整して行く機能でした。中世ヨーロッパの市民社会の発展の中で生まれた「公共性」は、教会や領主による支配に対抗する市民的自治として発展し拡大してきました。しかしそれが近代国家の成立とともに国家の機能として官僚の手にからめ取られてしまったのです。

そもそも歴史的に市民社会が発展しなかった日本では、社会のタテの関係を表す「公」(おおやけ)という言葉はあっても「パブリック」という概念もそれに対応する言葉もありませんでした。戦後、ヨーロッパから「パブリック」という概念が入ってきた時、それが「みんなのもの」というパブリックの本来の意味ではなく、「お上」を意味する「公」(おおやけ)としてお上(国家)に占有されることになってしまったのです。

私たちは、国家・官僚の手に奪われた「公共性」を労働者・市民の手に取り戻すことが何よりも重要だと思っています。そして同時にそれは、サービスを提供する者と受け取る者が隔絶し、対立するのではなく、お互いが社会の主人公として主体的に「公共性」に拘わるということでもあります。

こうした視点から、私たちは「公共性」を次のように考えています。

人々の生活や社会にとって不可欠で社会的に有用なものであること。

「社会的に有用」とは、ニーズがあるとか必要というだけではなく、それによってもたらされる社会的負荷(社会や環境へのデメリット、そこで働く人への負担等)をも考慮するということです。たとえば、郵便物の翌日配達も利用者

のニーズだけでなく、それによってもたらされる夜間労働の影響（労働者の負担や電気の大量消費）をも考慮に入れて考えるということです。

それ自体の必要性ではなく、社会全体にとってのトータルとしての必要性を考えるべきで、そのために働く労働者の負担をも考慮して考えるということです。

特定の個人や企業のためではなく、すべての人に平等かつ公平に利用されるものであること。

ユニバーサルサービスは公共性の基本です。しかもそれは地方と都会、過疎と過密を問わず、誰にも等しい対価で平等・公平に提供されなくてはなりません。この原則はコストや効率性（経済性）重視とは対立する場合がありますが、常に優先されなくてはなりません。

全ての人の基本的人権を守るものであること。公共性は全ての人に平等・公平に提供されるだけではなく、人々の生活を豊かにし、一人ひとりの基本的人権と人格を守るものでなくてはなりません。そのためには、サービスを提供する側で働く労働者の人権や人格の保証が不可欠です。人権や人格を大切に出来ない職場からはそうした心もサービスも生まれてこないからです。

全ての情報の公開と労働者・市民の参加による管理を保証するものであること。

市民社会から奪われ、国家・官僚の手に独占された「公共性」を市民社会＝労働者・市民の手に取り戻すためには情報の公開と管理・運営への労働者・市民の参加が不可欠です。そうすることによって単なる利用者やサービスの享受者に過ぎなかった市民がはじめて主体的にサービスのありように拘わっていくことが可能となり、そこに働く労働者も自らの労働の社会的意義を自覚出来るようになるだけでなく、何が必要とされているのかをも知ることが出来ます。また、サービスの享受者である市民がそれを支える労働の実態を自覚することによって何が社会的に有用なのかを判断することを可能とします。

サービスの享受者である市民と労働が協同して管理・運営に携わることによって、

はじめて官業の非効率性と労働者を無視した効率化を同時に解消することが可能となります。

## \* 私たちのめざす

### 郵便局運営のあり方

私たちは、郵政事業がパブリックなものとして存在し、運営されていくためには次のように運営されていくべきだと考えています。

市民（利用者）と労働者（職員）の参加による運営

これまで郵政事業や郵便局の運営は郵政官僚や管理によって独占され、そこに働く労働者や利用者である市民は排除されていました。市民の声が反映される場合でもそれは「利用者」として、単にサービスの受け手としてに過ぎませんでした。

しかし、利用者がサービスの受け手としてのみ存在するのではなく、そのあり方にも関わっていくのが本来の公共サービスのあり方です。公共サービスとしての郵政事業もそこに働く労働者とサービスの受け手でもある市民の主体的参加によって運営される必要があります。サービスを提供する側である職員と受け手である市民が共に運営に関わり、自らの労働条件と同時にサービスを考え、サービスのありようと同時に職員の労働条件をも考えるという、連帯と協同性を基本とした運営がされるべきです。

具体的には、公社の運営は国会で選出された市民と職員の代表が入った「経営委員会」（仮称）が行い、各郵便局には市民と職員が参加する「運営委員会」（仮称）を設けるべきです。

ピラミッド型（官僚型）組織運営からネットワーク型組織運営へ

上意下達の官僚型組織運営はピラミッド型の組織を不可欠とします。しかし、市民の声を反映し、地域に根ざした、効率的な組織運営を行って行くには個々の郵便局に大幅に権限を移して行く必要があります。業務の計画・管理と実際の運行や市民の運営への実質的な参加を考

えた場合、その単位は各県の中央郵便局レベルが限度です。

本庁－郵政局－郵便局という中央集権的な事業運営から各県の中央郵便局を中心として全国的な一体性を持ったネットワーク型の事業運営にしていく必要があります。

#### 運営の徹底した公開と透明化

「公共性」は全ての人々に開かれたものであることを基本的な条件とします。また、労働者・市民が運営に参加し、社会が監視をしていくためには事業運営の徹底した公開と透明化が不可欠です。全ての内容の公開を原則とすべきです。

事業の財務、資産、経営状況はもちろんのこと役員や職員の構成、賃金実態や労働条件等も公開すべきです。たとえば、 公社役員の人数と報酬 職員の数と構成（管理職や役職の人数等） 職員の給与実態（最高と最低、平均と中位値）等も公開すべきです。賃金を含めた私たちの労働条件をオープンにすることは市民の人たちがサービスのありようを考え、私たちが市民の人たちと連帯していくためにも不可欠です。

こうして運営される郵政事業がどのようなサービスを提供していくかも大切な問題です。これまで郵政事業は事業の拡大を目標とし、大量生産・大量消費を側面から支えてきました。しかし、こうしたことが大きな壁にぶつかりその限界が明らかになった今、その見直しが不可欠です。「民営補完論」には反対ですが、公共サービスとして果たすべき社会的に役割には自ずと一定の範囲があるのは当然です。天下り先確保を目的としたような事業の拡大等は論外です。他方、地方分権社会の実現や高齢化社会というこれからの社会を展望しての新たなサービスの必要性も生まれています。

郵政事業を「社会的に有用な事業」としてどのように改革していくか、郵政事業や郵便局は今後どのような役割を果たして行くべきか、私たちは利用者である市民のみなさんと郵便局で働く労働者が一緒に考えていく必要があると考えています。ご批判やご意見を是非お聞かせください。

### < パンプのご案内 >

郵政全労協は「社会的有用性のある郵政事業を目指して」― 民営化反対！  
「官営」から「公営」へ―― と題するパンフを出しています。A4版12ページとコンパクトで資料等も豊富なパンフです。是非お読み頂き、ご批判やご意見を頂ければありがたく思います。下記にご連絡頂ければお送りさせていただきます。

東京都千代田区岩本町3-5-1

スドウビル4F

郵政労働組合全国協議会

TEL 03-3862-3589

FAX 03-3856-2832

Eメール postunion@pop21.odn.ne.jp

# 韓国多国籍企業監視

## ソウル会議参加報告

自動車産別連絡会議 大井 吞

2月24日～25日に韓国のソウルで開催された「海外の韓国企業に関する調査と企業行動規範についてのワークショップ」に参加した。この会議は2001年11月にバンコックで香港にあるNGOのAMRC (Asia Monitor Resource Center) が主催し、台湾、韓国、インド、スリランカ、フィリピン、タイ、香港、イギリス、ニュージーランド、日本の各国が参加し開催された "Workshop on ASIAN TNC (多国籍企業)" の韓国版という位置付けであった。

ソウル会議は韓国のNGOで多国籍企業の調査研究や平和や人権についての国際連帯を進めるKHI (Korean House for International Solidarity) が主催し、韓国内の多くのNGOに参加を呼びかけ、APWSL韓国、人権センターのKNCC、外国人労働者との連帯を目指すJCMK (Joint Committee For Migrant Workers In Korea) 等のNGOや韓国金属労組連盟(FKMTU)、運輸公共サービス労組(KPSU)、ソウル衣料労働者組合等の労働組合も参加した。また、「私がこの場にいるのはそぐわないのですが」と述べた労働省のお役人さんや新聞記者等も参加した。

### 東アジアの多国籍企業

引き続き26日には「Workshop on East-Asia TNC」が開催された。今回の二つ会議には韓国以外からは台湾、香港、日本が参加した。会議の目的は多国籍企業に対する闘いの共有化と闘いの戦略を立てることと企業行動規範(Codes of Conduct)についての認識の共有化とその評価について(企業行動規範は有効か否か)であった。

会議の全体を紹介することは不可能なので、私の印象に残った事柄について以下報告します。

### 台湾の報告

台湾の敬仁労働安全センターから衣料産業と自動車産業について報告があった。台湾の衣料産業は70年代には一番重要な産業だったが、80年代に次々と海外投資し現在では主要な生産は全て海外に移転し衣料産業労働者の失業が深刻な問題となっている。昨年、エルサルバドルに移転した「タイナン」という企業でストがあり工場が閉鎖された。アメリカからの情報で生産している衣料のブランド名が判りキャンペーンを実施し、企業との交渉で工場を再開することが出来た。この時、企業行動規範は役に立った。企業行動規範を使うことによってわれわれは大きな力を得られると思う。

自動車産業は日本の指導(自動車総連だそう)で労働組合が出来ているが幹部は労使協調的な保守的な考え方を持っている。昨年いくつかの自動車労組との接触を持ち、今年は自動車産業について調査を行う予定だそう。

また、敬仁労働安全センターでは台湾多国籍企業のデータベース(どこの国に進出しているのか、労働組合はあるのか等)を作っているそうである。

### 韓国の報告

韓国からはいくつかの報告が衣料産業に関わる内容であった。

ソウル衣料労働者組合の委員長キムさんは現在ソウル近郊に50万人の衣料労働者が居ると言われているが、衣料産業は79年頃よ

り安い労働力が手に入る東南アジアや中国に投資するようになり国内産業が縮小している状況を説明した(2006年までに60%の外国へ出て行くと言われている)。2002年の調査では97%の労働者が賃金が下がったと回答し、週労働時間は76時間もあり、残業手当は支払われていない。衣料産業の賃金には特別の呼び方があり、賃金は月々の自分の生産量によって支給される。生産量が減少したため年に2~3ヶ月工場閉鎖(一時帰休)をする所もあり、その間労働者はパート労働し生計を立てている。80年代から外国人労働者が入ってきている。外国人労働者との交流ミーティングを実施しているが組織化はうまく行ってはいない。組合としては政府に対し、輸入量の制限(セーフガード)や付加価値税を増やすことを要求している。雇用主に対しては仕事を国内に回すよう要求している。労組が互いに協力して政府に要求する活動をするべきだと思う。

### メキシコでナイキを

KHISのチャさんは韓国クドン社(靴、衣料製造)がメキシコ工場で行った解雇事件についての報告を行った。このメキシコ工場は70年代の韓国の自由貿易地域の労働環境と同じ劣悪だったこと、これに対し労働者が抗議ストを行い、5名の労働者が解雇された。この事件がアメリカの人権団体に連絡が入り、KHISも知ることとなった。AFL-CIOと関わりのあるNGOと一緒にKHISも現地調査に入り、報告書を作成した。KHISはクドン本社を訪問し会長に事件を解決するように要請し、外務省にも働きかけた結果、解雇は撤回された。解雇者が職場に戻った後、独立組合が結成された。製品の注文を出す多国籍企業(ナイキ、GAP等)とそれを仲介して生産の注文を出す企業(この場合は韓国クドン社)と実際に生産をする企業(クドン・メキシコ社)と3つの階層が出来ている。この件を通じ、現地の出た行った企業に対し自国の法は適用出来ないの企業行動規範は有効であると思った。クドン・メキシコの場合はナイキの製品を生産し

ておりナイキは企業行動規範をクドン・メキシコに守るように強制し5名が復職できた。多国籍企業の責任を追及していくには企業行動規範のモニタリングのシステムをどう作っていくかが大事である。

### 日本の報告

フィリピンヨタ労組への支援活動について報告したが、それに先立って日本の企業行動規範についての状況 - IMF・JCに関して - を報告した。

IMF・JCは2001年4月からホームページ上で企業行動規範締結についてのキャンペーンを行い出した。この年の11月にIMFの第30回世界大会があり、企業行動規範を締結し大会に臨もうという意図があった。ところが経営者団体の日経連(当時)が6月に「企業行動規範に対する日経連の見解」を発表し、「行動規範は企業が主体的に作成するもの」で「経営権に属する事柄であり」「その作成とモニタリングに労働組合が参画することには同意できない」と主張した。IMF・JCは9月になって日経連の見解は国際使用者連盟の考えともそぐわないと申し入れを行ったが結局、企業行動規範はどことも締結できなかったし、現在までどこかと締結したという話を聞いたことはない。IMF・JCには企業行動規範を結ばないと国際社会の中で多国籍化した日本企業が孤立してしまうという危機意識があり、悪く言えばビジネスが順調にいくために企業行動規範を利用するという考え方である。一方、日本の社会では企業の様々な悪事(牛乳の偽装、肉の偽装、原発事故隠し)が暴露され、企業への不信感が募った。統合され日本経団連と名を変えた経営者団体は2002年10月に10ヶ条からなる「企業行動憲章」を発表した。この行動憲章は経営側からの企業行動規範であり、違反した企業には日本経団連の会員資格停止というささやかなペナルティがある。この様に日本では企業行動規範も経営側主導で進められている。

フィリピンヨタ労組は今年ILOの結社の自由委員会に提訴を予定しており、書面を準備中である。日本の支援団体もILO提訴に協力している。ILO提訴後は日本の国会で議員に質

問をしていただきフィリピントヨタの問題を社会問題化してトヨタに圧力を掛けていく。また、トヨタキャンペーンのきっかけとなったアジアの自動車労働者のネットワーク作りにも取り組んでいく。

## Codes of Conduct

### (企業行動規範) についての議論

K H I S 企業がなぜ海外に進出するかは安い労働力のみを求めているのではなく、労働法がゆるいとか規制がゆるいとかにも理由がある。進出先に政府からの恩恵を受けられるかも理由の一つ、そこを考慮しておかなければならない。

C I C (香港基督教工業委員会) アメリカの80%の多国籍企業が企業行動規範を持っている。企業行動規範には法の適用はない。モニタリングは誰がどう実行するかが大事で、労働者自身がモニターしていくことが大事である。モニターをすることを通じ現地の労働者自身の意識を高め、教育していくことが重要となる。モニタリングは道具として使うべきだ。

A M R C アジア版企業行動規範を作り、それをベースに各国内版企業行動規範を作ってらどうだろうか。また、ガイドブック(企業行動規範とは何か、企業行動規範キャンペーンとは、アジアの多国籍企業、各国のケース)を作ろう。アジアの多国籍企業は既にアフリカにも進出している。多国籍企業のモニタリングと消費者に対する教育が世界的な大きな流れになっている気がする。課題は多岐に渡っている。

以上、雑駁ではあるがソウル会議報告です。企業行動規範の議論については2001年11月の会議より深まった気がする。日本でも企業の行動を監視するためにも企業行動規範についての議論が必要だと感じた。この面では労働組合レベルでの議論はずっと遅れている。

資料

## IMF - JCの企業行動規範

## 海外事業展開に際して労働・雇用に関する企業行動規範

- I M F ・ J C 版モデル -

200 年 月 日

株式会社(印)

労働組合(印)

はじめに

株式会社は、公正・透明・自由な競争のもと、社会的に有用な財・サービスを市場に提供するとともに、株式会社で働く人々に対しては、その人格・個性を尊重し、ゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい職場環境を確保する努力をしています。

このような勤労者に対する使命は、単に一国のなかに止まるものではありません。株式会社がグローバルに事業を展開していくにあたり、われわれは国・地域を問わず、

株式会社のもとに働く人々のゆとりと豊かさをめざしていきます。

もちろん、具体的な賃金・労働条件は、それぞれの国や地域における法律や協約を守りつつ、それぞれの労使の合意のもとに決定されるべきものですが、適切な賃金・労働条件決定の前提として、強制労働・児童労働・差別の禁止、団結権・団体交渉権の保証という、労働・雇用に関する勤労者の基本的な権利が確保される必要があります。

I L Oでは1998年、「労働における基本的原則及び権利に関するI L O宣言(いわゆる新宣言)」を政労使で合意し、

(a) 結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認

(b) あらゆる形態の強制労働の禁止

(c) 児童労働の実効的な廃止

(d) 雇用及び職業における差別の撤廃

に関する基本的な条約(第29号、87号、98号、100号、105号、111号、138号、182号)に関しては、それぞれの国において条約を批准しているか否かにかかわらず、尊重し、促進し、実現しなければならないことを確認しました。

世界経済の安定的な発展と、人類の持続的な生活向上を図るためには、このI L O「新

宣言」を実現していくことが重要であり、企業としても、「新宣言」を積極的に支持し、実践することが求められています。

株式会社は、このような観点から、グローバルな事業展開を行うにあたり、海外事業拠点において、以下に掲げる、労働・雇用に関する勤労者の基本的な権利を遵守していくことを、ここに宣言いたします。

なお、この行動規範において「海外事業拠点」とは、海外における株式会社の出先の事業所、ならびに株式会社の連結決算の対象となる海外の子会社・関連会社を示すものとします。

## 遵守すべき労働・雇用に関する 勤労者の基本的な権利

株式会社は、グローバルな事業展開を行うにあたり、海外事業拠点において、以下に掲げる、労働・雇用に関する勤労者の基本的な権利を遵守していきます。

### 1．就業の自由

株式会社は、前借金相殺のための労働、および非自発的な刑務所労働など、すべての強制労働の使用を認めません。また勤労者に対し、貯蓄金、身分証明書などの金品を使用者に保管・管理させるよう強制することを認めません。

### 2．差別や脅迫の禁止

株式会社は、勤労者に対し、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身、社会的出身、性的志向など特性上の相違を理由として、採用、昇進ならびに待遇について、差別的な取り扱いをすることを認めません。また、勤労者に対する肉体的および精神的な虐待ならびに脅迫は、これを厳しく禁じます。

### 3．児童労働の不使用

株式会社は、児童労働の使用を認めません。具体的には、ILO第138号条約（就業の最低年齢に関する条約）で定められた基準、もしくはそれぞれの国における国内法のいずれか高い基準を遵守することとします。

なお、この規定を満たすために、雇用されて

いた児童を離職させる場合には、その児童をできる限り支援していくよう努力することとします。

### 4．団結権・団体交渉権の保証

株式会社は、勤労者が労働組合を組織し、団結する権利、ならびに団体交渉その他の団体行動をする権利を保証します。また、勤労者に対して、労働組合員であること、労働組合を結成・加入しようとしたこと、労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、不利益な取り扱いをすることを認めません。労働組合代表を含む勤労者の代表に対して、代表としての地位もしくは活動を理由として不利益な取り扱いをすることを認めません。

株式会社は、争議行為の期間中、争議に参加している勤労者の代替として、新たな勤労者を雇い入れることを認めません。

### 5．最適な安全衛生の確保

株式会社は、快適な職場環境の実現と作業環境の改善を通じて、職場における勤労者の健康を確保することとします。産業内における一般的な知識、ならびに特定の危険に関する一般的な知識に照らして、可能な限りの安全衛生を確保すると同時に、勤労者に対して安全衛生に関する理解の促進を図ることとします。

## 実効性を確保するための方策

この行動規範に掲げた、労働・雇用に関する勤労者の基本的な権利遵守の実効性を確保するため、株式会社は、労働組合と連携し、以下のような方策を推進していくこととします。

### 1．勤労者の範囲

この行動規範は、社外工、派遣労働者、および臨時雇用などを含む、株式会社の海外事業拠点で働くすべての勤労者に対して適用することとします。

### 2．行動規範の周知

株式会社は、この行動規範の内容について、海外事業拠点に対して周知を図ります。

### 3．最低限の原則

この行動規範に示す内容は、勤労者の権利として最低限のものであり、株式会社は、この行動規範を唯一あるいは最高の規範としたり、この行動規範を理由として、勤労者の権利を低下させたりすることを認めません。

### 4．実効性の確保

株式会社は、海外事業拠点においてこの行動規範が遵守されているかどうかについて日常的に注意を払うとともに、行動規範に反する事例が報告され、あるいは行動規範の内容に関して問題が生じた場合には、迅速に事実関係を調査し、行動規範の遵守、問題の解決に向けて対処します。

### 5．その他の資本参加企業および取引先に対する要請

株式会社は、連結決算の対象とならない海外の資本参加企業、および当社ならびに海外事業拠点の直接的な取引先に対しても、この行動規範に示す内容を遵守するよう、要請していきます。これらの企業において、この行動規範に反する事例が確認された場合には、海外事業拠点と連携し、行動規範の遵守に向けて対処します。

以上

資料

## 経団連の企業行動憲章

### 企業行動憲章 社会の信頼と共感 を得るために

(社)日本経済団体連合会

1991年9月14日 「経団連企業行動憲章」  
制定

1996年12月17日 同憲章改定

2002年10月15日 「企業行動憲章」へ改定

企業は、次の10原則に基づき、国の内外を問わず、全ての法律、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに社会的良識をもって行動する。企業は、単に公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体ではなく、広く社会にとって有用な存在でなければならない。

1．社会的に有用な財、サービスを安全性に十分配慮して開発、提供し、消費者・ユーザーの信頼を獲得する。

2．公正、透明、自由な競争を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。

3．株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。

4．環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動する。

5．「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。

6．従業員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい環境を確保するとともに、従業員の人格、個性を尊重する。

7．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。

8．海外においては、その文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献する経営を行う。

9．経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。

10．本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ確かな情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

# 国家転覆罪裁判公判記録

## 遼陽鉄合金工場争議その後

### 【 解説 】

『労働情報』616号の「アジアから世界から」でも伝えられているように、2002年3月、中国東北地方の遼陽市にある国有企業の労働者が、未払いの賃金や退職金の支払いを求め、経営陣の不正・横領に抗議してデモを行い、リーダーが4人が逮捕された。その後、2人は保釈、2人が国家転覆罪で起訴された。最新の情報は2月20日に、労働者代表15人(釈放された2人を含む)が、遼陽市政府の関係者と交渉をもち、国家転覆罪で起訴された二人を釈放すること、未払い賃金などを解決することなどを伝えた。しかしその4日後、再度デモを企画していた労働者代表一人が4時間に渡って警察に拘束され、デモなどの行動を中止するよう迫られた。3月11日には逮捕されている労働者代表の家族が行ったデモ申請が許可されなかった。以下は、今年1月15日に開かれた法廷の審理を報道した香港の労働NGO『中国労働者通信』ウェブサイトより訳出した。(解説・翻訳：新田和夫)

### 遼陽鉄合金工場争議で逮捕された 労働者代表が国家転覆罪で起訴！ 1月15日初公判記録

遼陽の二名の労働者代表は、1月15日に遼陽市中級人民法院〔裁判所〕の法廷にあらわれた。昨年の三月、姚福信と肖雲良は非合法集会とデモをおこなった容疑で公安局〔警察〕に逮捕され、同じく逮捕された他の二名の労働者代表である王兆明とホウ慶祥が保釈された一週間後の12月27日に、検察は国家転覆罪の容疑で姚と肖は起訴された。

「中国労働者通信」は姚福信の娘の姚丹と肖雲良の弁護士肖雲吉にインタビューを行い、当日の法廷での状況を聞いた。検察があげた容疑は三点あったが、被告および弁護士はそれらすべて否定した。

**【第一の容疑：両者は敵対組織の中国民主党黨員であり、民主党に関連する活動**

### を積極的に画策した】

検察によると、両者がよくボイス・オブ・アメリカとフランス国際放送を放送で、中国民主党の中心的活動家である王文江が中国民主党東北三省準備委員会を結成しようとしていることを知り(王文江は2000年12月6日に、中国民主党を建設しようとしたとして、遼寧省鞍山市の中級人民法院で国家転覆の罪で4年の禁固刑の判決を受けた)王を訪ね、民主党に加盟する意思があると伝えた。姚と肖は1998年9月27日に鞍山市でおこなわれた遼寧省民主党の会議に出席し、会場で両者は中国民主党遼寧省準備委員会の結成に同意した。姚と肖は11月29日に王文江などが参加した会議に出席し、1998年12月5日に中国民主党遼寧省支部を結成することを決定し、その際に中国民主党の規約も採択した。

姚福信は反論のなかで、彼は確かに中国民主党への加盟を希望したことはあるが、これまで一度たりとも黨員になったことはないと言った。なぜなら中国民主党の規約には一党独裁を転覆させるという主張があり、多党制、政権参加、共同で政権を発展させるという考えとはあわなかったことから、12月5日の会議の途中で退席したからである。

姚福信の弁護士、莫少平は98年に徐文立(1998年11月から中国民主党北京・天津地区支部の委員長をつとめ、同年12月21日に北京中級人民法院で13年の禁固刑の判決を受けた)の弁護を担当したことがある。莫弁護士は、法廷で当時の徐文立が民主党を結成した際の資料を提示し、そのなかでは、民主党員になるには、紹介者、社会的地位を明らかにし、サインなどの必要手続きを通じてはじめて加盟することができるが、姚はこれらの手続きをどれも通過しておらず、

民主党に加盟したいと希望しただけであることから、姚が民主党員であるということを否定した。

莫弁護士は担当弁護士の立場で肖雲良に次のように質問した。「あなたの立場は？政治的背景は？」肖は「私は共産党員です」と答えた。莫弁護士が肖が共産党員であることと強調したのは、同時に複数の党のメンバーになることはできない、と共産党の規約にあるからである。

肖雲吉弁護士は、自分の兄である肖雲良の弁護の際に、肖雲良はこれまで民主党に参加したいという意向を示したことはなかったし、積極的に党活動を画策したことなどはありえないと指摘した。9月27日に鞍山に行ったのも、姚福信に誘われたものであり、姚福信も法廷でそれを認めた。その日、肖は会議の参加者と会食をしたが、会議の内容についてははっきり分からず、会議を開いたというほどのものではなかったと語った。

### 【第二の容疑：民主党の活動に参加し、民主党員の拡大を図った】

検察は、姚福信は中国民主党支部の名前で、1999年6月3日に瀋陽市政府前広場でおこなわれた「六・四〔89年天安門事件犠牲者〕英霊記念ロウソク集会」に参加したと指摘した。そして姚福信と肖雲良が民主党メンバーの何徳普、楊春光、魏振華などと連絡をとり、中国民主党の活動状況の情報を交換した。姚と肖は中国民主党メンバーの拡大に関与し、姚福信はかつて〔遼陽争議の労働者代表の一人である〕ホウ慶祥を中国民主党に誘い、『野党民主フォーラム』という雑誌をホウに渡したことがあると指摘した。

しかし姚は、自分が中国民主党としてこれらの活動に参加したことは否定し、個人の資格で参加したことを強調した。彼は、個人的に89年民主化運動の学生たちの反腐敗という主張に賛同し、一人の公民として広場でこれらの活動に参加したと語った。しかしそのとき彼が広場に到着してすぐに、公安機関に連行され、長時間にわたって尋問された。

この事件後、遼陽市公安局は姚と肖に、中国民主党が既に政府によって反党組織である

ことを認定されたと伝え、中国民主党に関する違法活動に参加することのないように警告した。そのときは二人は明確に二度と参加しないと語った。姚福信は、彼はそのとき、「一人の善良な市民として、今後は民主党の活動に参加しない」と語ったことが、遼陽市の公安局の資料に記録されている。「法律の上では、犯罪容疑者がその案件において、公安機関の警告を受けた場合は、刑罰がくだされたことと同等とみなし、その後はその案件の容疑で処分されることはない」と反論した。

肖弁護士は法廷で「起訴状にある何徳普、魏振華などは、肖雲良はこれまで会ったこともないし、名前も事件担当者の口から初めて聞いたことであり、肖雲良と彼らが『民主党の活動状況の情報交換』をしたというが、何のことを言っているのか」と語った。また姚福信がホウ慶祥に民主党に加盟しないかと勧めた際に、肖もその場にいたが、姚の話し振りは冗談を言うような話し振りであり、真剣に「オルグ」したというものでは決してないのであり、それを以って両者が中国民主党の党員拡大をおこなったとすることはできない、と語った。

### 【第三の容疑：両者は鉄合金工場労働者の不満を利用して、中国民主党の活動の発展のために海外メディアを利用して事件を大いに誇大して、中国政府のイメージを傷つけた】

検察は、姚福信と肖雲良は申請を経ずに労働者を率いて非合法集会とデモ行進を行い、彼らは鉄合金工場が合法的に破産したチャンスに乗じて、労働者の不満的感情を利用して、国家機関に突撃し、扇動的な演説をおこない、国家機関の正常な業務秩序を乱し、また長時間にわたって道路を封鎖し、破壊的な影響をあたえた、と指摘した。なかでも特に、肖雲良とホウ慶祥などが2002年3月18日から20日の間、大規模な非合法デモを組織したことを指摘した。そのほかに、姚は2002年3月に敵対分子である韓東方および敵対組織である中国民主化運動人権情報センターの盧四清と電話で話したことをあげた。これ以外に、AFP通信とウォールストリートジャーナルの記者に連絡をとり、メディアで非合法でも

活動の報道を取り上げるために、彼らの特殊な身分を利用した。海外メディアがインターネット上で誇大に宣伝し、事実を歪曲し、事件への影響力を拡大し、中国政府のイメージを傷つけた、としている。

反対弁論で姚福信は、これまで「遼陽日報」や「遼寧日報」を含む国内の国内メディアに連絡をとり、助けを求め、鉄合金工場の問題を中央に伝えてもらおうと思ったが、いずれも回答はなく、各新聞社は「もしわれわれが報道したりしたら、自分の仕事さえもどうなるかわからない」とはっきりいわれ、他に方法がない状況で、AFP通信とウォールストリートジャーナルの記者と連絡をとり、事実にもとづいて、客観的に鉄合金工場の問題を語り、メディアという立場を借りて労働者のために問題を中央に反映してもらおうとしたことを明らかにした。姚福信は「鉄合金工場の労働者は二十数ヶ月も賃金を受け取っておらず、高齢のものは病気になっても診察料すら払えない、なかにはまともに食事もしていない人もいます。……私は労働者のそのような苦境を見るに忍びなかったので、労働者の生活のために立ち上がったのです。」ここまで話し終わった時、姚は流れる涙を抑えることができなかった。

肖の弁護士は、その反対弁論の際に、肖雲良は鉄合金工場の退職者で、23ヶ月も賃金が支払われないというなかで、非合法デモに参加したのは、自分自身の経済的権利と密接に関係しており、決して国家転覆を目的としたものではない、と反論した。「現在の地方政府およびその行政機関に対して、その職責を履行することを求めただけであり、それに取って代わろうという意思は断じてなかった」と語った。

去年3月のデモ行進については、肖の弁護士は公安局が3月17日に秘密裏に姚福信を拘束し、刑事訴訟法の関連規定に従って家族に通達することなく、また労働者に対しても姚を拘束した事実を否定したことから引き起こされた大規模なデモ行進であったと指摘した。

韓東方との連絡については、姚は断固否定

したが、盧四清との電話については反論しなかった。肖雲良は郭秀静の家で韓東方と電話で話したことは認めたが、そのときは韓東方が敵対分子であることを知らず、また話した内容も事実にもとづいたもので、誇大なことは何もなく、反党、反社会主義的なことも語っていないし、自分が犯罪を犯したとは考えていないと語った。

莫弁護士は、メディアの誇大な報道は、当事者自身の語ったものとイコールではない、と語った。「ウォールストリートジャーナル」とAPF通信の記者はどちらも中国外交部〔外務省〕の一連の手続きを経て、記者として中国で取材していたのであり、姚と肖の行為は違法行為に当たるものではない、全ての公民は事実に基づいてメディアに語る権利を有しており、中国の法律でも許されていることであると語った。

莫弁護士は、被告と盧、韓が連絡していたとしても、彼らが敵対分子であることがはっきりせず、状況を知らないなかでは、犯罪にはならない、なぜなら中国では誰が敵対分子であるかということを通じて国民に周知してはいないからである、と指摘した。

莫弁護士はさらに、姚と肖の二人が鉄合金労働者がデモの時に公開した4通の公開状の起草に参加したことについて、公開状の中身は江沢民主席の「三つの代表論」などの政策を明確に擁護しており、「中国民主党の悪党分子が共産党の指導を擁護することがありえるでしょうか？江沢民主席を擁護することがありえるでしょうか？」と主張した。この4通の公開状は被告が合法的な公民であり、党を擁護していることを十分に明らかにするものである。検察はこのことをどう考えているのか？という莫弁護士の質問に、検察は直接答えなかった。

案件は4時間の審理で終了したが、先立って裁判所のスポークスマンは、再審の機会はないことを明らかにした。現在にいたいも判決期日は不明である。二人の労働者代表は遼陽市の拘置所に拘留されている。

2003年1月23日 中国労働者通信

## 編集部より

この編集後記を書いている3月24日現在、米英軍はイラクに侵略して5日目である。何の罪もないイラク市民を傷つけ、殺している。サダム・フセインの独裁を許している、ということが殺される理由にはなりえない。

自分は殺されたくない、人をも殺したくない、人が殺されるのも見たくない、という人間として当たり前の気持ちを大切にしたい。その点で市民運動も、労働運動も共通のはずである。一緒に戦争反対の運動が出来るはずである。

しかし、現実にWorld Peace Nowなどの市民運動中心の集会「パレード」と労働組合主催の集会デモの両方参加してみると、そのズレの大きさを思い知らされる。

若い人が多い、多彩なパフォーマンスが見られる、など見た目にも違う。組合のデモでほとんど声が上がらないが、「パレード」では自主的にシュプレヒコールが湧き上がってくる。

全労連主体のデモでは宣伝カーが「我々を戦争に巻き込むな」というシュブ

レヒコールをやっていたが、とても応える気にはならなかった。

連合主体の集会では「フセインは武装放棄しろ、さもなければ息子と一緒に亡命せよ」とブッシュと同じことを要求する発言者がいた。

これでは市民運動との共闘は難しい。労働組合運動が忘れてしまったもの、投げ捨ててしまったものは何なんだろうか？

国家による人殺しを許さない反戦運動を担うことで、労働組合運動の原点が再発見できるのではないだろうか？そんなことを考えながら、東京の街をパレードしたり、デモしたりしている。

各会員の皆さんもそれぞれの持ち場での戦争反対の取り組みで忙しいようで、なかなか原稿が集まらなかった。一時は発行延期とも考えたが、この時期に一月遅れでは意味がなくなると、思い直して、何とか仕上げた。

そんな訳で写真も少なく、単調な出来となってしまった。とにかく定期的に発行することが一番と思い定めている。

次回発行は7月予定である。日本委員会総会前には出して、年4回発行を守りたい。原稿など6月末までに。

## リンクス

No.35 2003年4月発行

アジア太平洋労働者連帯会議 (APWSL) 日本委員会 機関誌 (季刊)

発行所 東京都台東区上野1-1-12 新広小路ビル 協同センター労働情報 気付  
電話 03-3837-2542 FAX 03-3837-2544

関西連絡所 大阪市北区天満2-1-17 金屋町ビル ゼネラルユニオン気付  
電話 06-6352-2472

Eメール apwsljp@jca.apc.org URL <http://www.jca.apc.org/apwsljp/>  
郵便振替 00180 3 437822

編集長 山崎精一 編集委員 高幣真公 榊原 裕美 渡辺 弘 印刷 中原 逸雄

定 価 300円